

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度 令和1年度 令和4年度
計 画 主 体	豊後高田市

## 豊後高田市鳥獣被害防止計画

### 《連絡先》

担 当 部 署 名 豊後高田市 耕地林業課  
所 在 地 豊後高田市是永町39番地3  
電 話 番 号 0978-25-6242  
FAX 番 号 0978-22-3795  
メールアドレス y-baba@city.bungotakada.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・アライグマ
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度
対象地域	豊後高田市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	筍・水稲・そば・野菜	2,782千円	2.1ha
シカ	椎茸・水稲・そば・野菜・針葉樹・広葉樹	3,191千円	2.5ha
サル	果物	0千円	0.0ha
タヌキ	落花生・野菜	199千円	0.1ha
アナグマ	野菜・果樹	631千円	0.1ha
アライグマ	野菜・果樹	33千円	0.0ha
	計	6,836千円	4.9ha

(2) 被害の傾向

- ・イノシシについては、市内全域で恒常的に被害がみられ、12月～5月にかけて、筍・果樹・麦の食害、8月～10月における水稲・そば・イモ類・野菜・豆類等の被害、椎茸のホダ木の押し倒しや農地や畦畔の掘り起こしなどの被害が多い。
- ・シカについては、国東半島鳥獣保護区等の保護区や休猟区が多く、被害は年間を通し、水稲・そば・豆類・麦・果樹・野菜・クヌギの若芽の食害が市全域で広がっている。また椎茸の食害、ヒノキ等針葉樹の剥皮や新芽の食害が多い。
- ・サルについては、冬場において市街地へ出没し市民への威嚇、さらに果樹への食害が発生している。
- ・タヌキについては、市内全域で被害が出ており特に夏から秋にかけて野菜や果樹、いも類の食害が多い。
- ・アナグマもタヌキと同様で市内全域で夏から秋にかけて野菜や果樹、いも類の食害が発生している。
- ・アライグマについては、家庭菜園の野菜や果樹の被害が発生し捕獲実績もある。また、家庭菜園での目撃情報も増加するなど販売目的の農作物への被害拡大が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	被害金額	2,782千円	1,947千円
	被害面積	2.1ha	1.0ha
シカ	被害金額	3,191千円	2,233千円
	被害面積	2.5ha	1.0ha
サル	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0.0ha	0.0ha
タヌキ	被害金額	199千円	139千円
	被害面積	0.1ha	0.0ha
アナグマ	被害金額	631千円	441千円
	被害面積	0.1ha	0.0ha
アライグマ	被害金額	33千円	23千円
	被害面積	0.0ha	0.0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲奨励金 (イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・アライグマ)</li> <li>・ 猟友会への活動補助</li> <li>・ 予察捕獲</li> <li>・ 箱ワナ、括りワナの貸与</li> <li>・ 初心者狩猟講習料の補助</li> </ul>	<p>高齢化による銃猟狩猟者の減少に伴い捕獲の担い手の育成が急務となっている。</p> <p>また、捕獲機材（箱ワナ・GPS マーカー・ICTを活用した捕獲等）の普及を促進する。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄線柵 (ワイヤーメッシュ・金網)</li> <li>・ 電気柵</li> <li>・ 防護ネット</li> </ul> <p>上記施設等の設置経費の一部を助成</p>	<p>農業者の高齢化により、維持の手間がかかる電気柵より鉄線柵の要望が増えているが費用がかかる。</p>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放任果樹等の除去</li> <li>・ 追い払い</li> </ul>	<p>集落共同による防護柵設置後の維持管理や集落で鳥獣を寄せつけない環境整備の知識の普及啓発を推進していく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

集落共同による侵入防止柵設置や、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進するとともに、新規捕獲員の確保のため初心者狩猟講習費の補助や捕獲器の導入、また猟友会と連携して効果的な有害鳥獣捕獲を行う事により農林作物被害の軽減を図る。  
 また、侵入防護柵設置後の維持管理について指導助言を行う。  
 さらに、有害鳥獣による農林産物被害軽減を図るため、中津市鳥獣被害対策協議会、宇佐市鳥獣被害対策協議会、豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会、行橋市鳥獣被害防止対策協議会、豊前市有害鳥獣被害対策協議会、苅田町、みやこ町鳥獣被害防止対策協議会、築上町鳥獣被害防止対策協議会、上毛町鳥獣被害防止対策協議会の9市町の自治体で構成する協議会による広域連携により、各関係機関が連携して、鳥獣被害防止柵の設置、捕獲の担い手の育成・確保及び鳥獣捕獲体制の強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

豊後高田市猟友会	農林業者等からの捕獲依頼を受けて、猟友会の中に各地区で結成されている捕獲班が有害鳥獣（イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・アライグマ）の捕獲を行う。
----------	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ・シカ・サル・タヌキ アナグマ・アライグマ	捕獲器・GPSマーカー・ICTを活用した捕獲等の導入
6		新規狩猟者免許取得希望者講習会助成
7		ワナ講習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- 令和3年度はイノシシ1,384頭、シカ2,984頭、サル0頭、タヌキ75頭、アナグマ228頭、アライグマ5頭が捕獲されている。
- 豊後高田市全域に鳥獣による被害が恒常化しているため、4月から10月まで、11月から3月までの間、銃器及びワナによる有害鳥獣の予察捕獲を実施。
- 捕獲器とGPSマーカー・ICTを活用した捕獲等の導入により、年間を通じて捕獲強化に努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
シカ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
サル	2頭	2頭	2頭
タヌキ	70頭	70頭	70頭
アナグマ	300頭	300頭	300頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容
・銃及びワナによる有害鳥獣捕獲 4月～3月末豊後高田市全域
・その他、被害状況及び捕獲依頼に応じて随時有害鳥獣捕獲活動を実施する。
・広域連携による捕獲対策強化を図るため、県市町境を中心とした一斉捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
豊後高田市	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・アライグマ (H7. 4. 1)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 5,000m	5,000m	5,000m
イノシシ シカ	鉄線柵 15,000m	15,000m	15,000m
シカ	ネット柵 5,000m	5,000m	5,000m
サル タヌキ アナグマ アライグマ	防護柵 500m	500m	500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ・サル タヌキ・アナグマ アライグマ	地域住民による防護柵の効果的な維持管理や地域住民による追い払いに取り組む。	地域住民による防護柵の効果的な維持管理や地域住民による追い払いに取り組む。	地域住民による防護柵の効果的な維持管理や地域住民による追い払いに取り組む。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

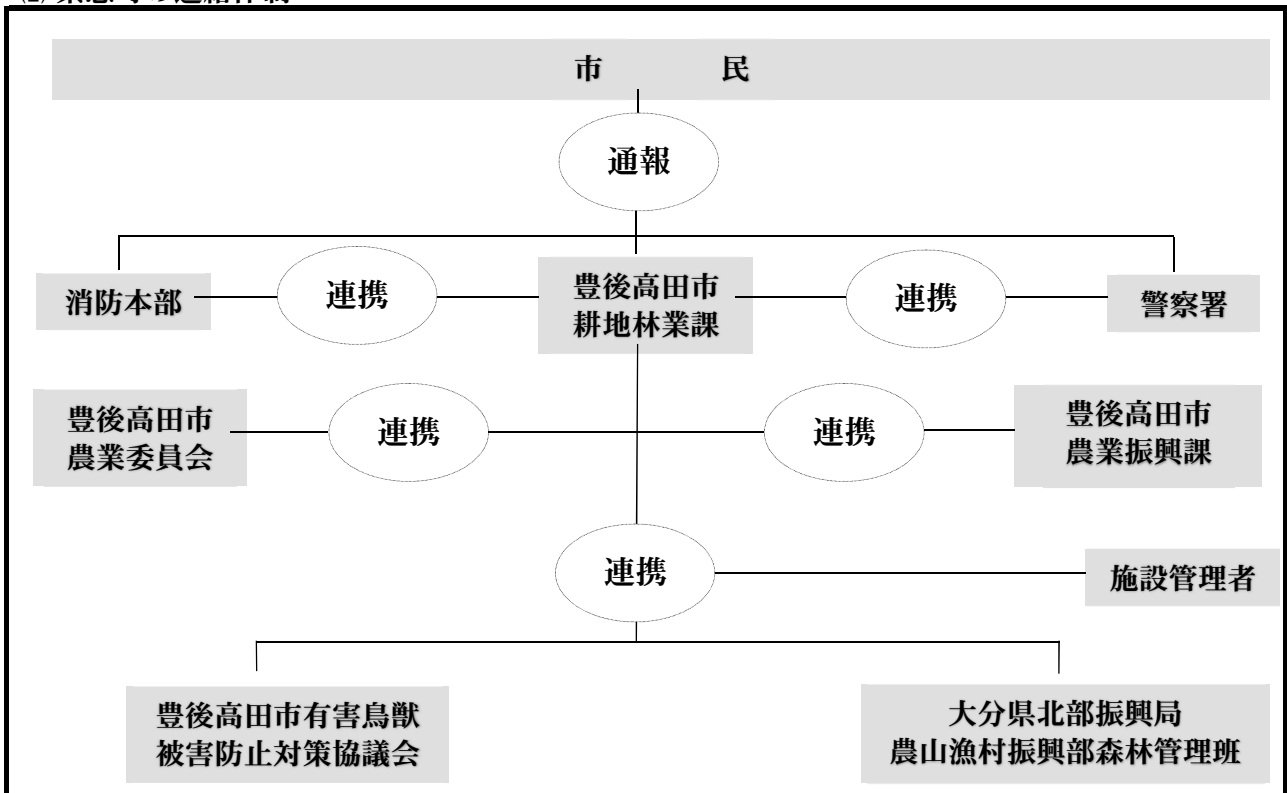
年度	対象鳥獣	取組内容
5 6 7	イノシシ・シカ・サル タヌキ・アライグマ・アライグマ	地域住民による放任果樹の撤去等の有害鳥獣を寄せつけない環境整備について研修会を開催し、普及指導を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対象に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
豊後高田市耕地林業課	情報の収集、関係機関への連絡・調整、鳥獣の捕獲
豊後高田市農業振興課	情報の収集、関係機関への連絡
豊後高田市農業委員会	情報の収集、関係機関への連絡
大分県北部振興局 農山漁村振興部森林管理班	情報の収集
豊後高田警察署	情報の収集、鳥獣の捕獲
豊後高田市消防本部	情報の収集、被害者の保護
豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会	情報の収集、鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処理施設等への持込、捕獲現場での埋設、食肉等への利活用を行い、捕獲後の個体の適正な処理を徹底する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等  
その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシの食品等としての利用、また自家消費、無償譲渡、食肉等処理加工業者への持ち込み及び販売を行い食肉等の利活用を推進する
ペットフード	自家消費、無償譲渡、食肉等処理加工業者への持ち込み及び販売を行いペットフード等の利活用を推進する
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 関係機関の役割

協議会の名称	豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
西高林業研究会	森林被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う
大分県北部農業協同組合	水稲被害の情報提供と被害防止対策の普及啓発を行う
協議会の目的に賛同する者	地元の被害に関する情報提供等を行う
大分県猟友会豊後高田支部有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣の情報提供と捕獲を行う
豊後高田市	被害の収集、会の総括等

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北部振興局有害鳥獣対策プロジェクトチーム	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等
豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等
大分県農林水産研究指導センター林業研究部	シカ被害防止に関する情報提供
大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会	広域連携・情報交換・被害防止・有害鳥獣の捕獲

### (大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会)

構成機関の名称	役割
中津市鳥獣被害対策協議会	被害防止対策の普及啓発
宇佐市鳥獣被害対策協議会	被害防止対策の普及啓発
豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
行橋市鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
豊前市有害鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発、広域協議会の総括
苅田町	被害防止対策の普及啓発
みやこ町鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
築上町鳥獣被害対策協議会	被害防止対策の普及啓発
上毛町鳥獣被害防止対策協議会	被害防止対策の普及啓発
大分北部振興局	被害防止対策の普及啓発
福岡県行橋農林事務所	被害防止対策の普及啓発

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊による集落点検を行い、有害鳥獣を寄せつけない環境整備や被害防止施設の友好的な設置方法や維持管理などの指導を行う。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に協議会構成員や地域住民が積極的に参加することにより、鳥獣対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生産者、農業協同組合、森林組合等の組織を活用して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。